

南アフリカ 特許規則

2006年12月1日政府通達 R1181 により改正された 1978年12月15日政府通達 R2470
目次

- 規則 1 定義
- 規則 1A 電子のサービス

- 第 1 章 特許庁における手続(規則 2 - 規則 67)
- 規則 2 手数料
- 規則 3 様式
- 規則 4 登録簿及び索引
- 規則 5
- 規則 6
- 規則 7 就業時間
- 規則 8 委任状
- 規則 9 送達宛先
- 規則 10
- 規則 11 訂正又は変更
- 規則 12 書類
- 規則 13
- 規則 14
- 規則 15
- 規則 16
- 規則 17
- 規則 18
- 規則 19
- 規則 20 図面
- 規則 21
- 規則 22 特許付与に係る出願
- 規則 23
- 規則 24
- 規則 25
- 規則 26
- 規則 27 仮明細書
- 規則 28 完全明細書
- 規則 28 の 2
- 規則 28A 微生物学的方法及び製品
- 規則 29 名称
- 規則 30 クレーム
- 規則 31 要約

- 規則 32 仮明細書中の図面
- 規則 33 宣言
- 規則 34 追加特許出願
- 規則 35
- 規則 36
- 規則 37 補正又は新たな出願の申請
- 規則 38 書類の遅延提出
- 規則 39 登録官に対する請求及び申請
- 規則 40 審査
- 規則 41
- 規則 42
- 規則 43
- 規則 44 受理
- 規則 45
- 規則 46 受理の公告
- 規則 46A 調査報告の事項
- 規則 47 特許証の捺印
- 規則 48 更新
- 規則 49 回復
- 規則 50
- 規則 51
- 規則 52 明細書の補正
- 規則 53
- 規則 54 登録官の下での異議申立手続
- 規則 55
- 規則 56
- 規則 57
- 規則 58 発明，特許出願及び特許に係る権原及び権利
- 規則 59
- 規則 60
- 規則 61
- 規則 62
- 規則 63
- 規則 64
- 規則 65
- 規則 66 特許の裏書又は裏書の取消
- 規則 67 特許の自発的放棄

第 IA 章 国際出願に関する特許庁での手続(規則 67A - 規則 67I)

- 規則 67A 受理官庁としての特許庁に提出された国際出願
- 規則 67B 国内段階移行に係る様式

規則 67C 特許協力条約第 I 章に基づく国内段階への移行
規則 67D 特許協力条約第 II 章に基づく国内段階への移行
規則 67E 補正の翻訳文の欠如
規則 67F 代理人の選任
規則 67G 条約出願
規則 67H 受理，公告及び捺印
規則 67I 更新

第 II 章 特許代理人及び特許弁護士(規則 68 - 規則 75)

規則 68
規則 69
規則 70
規則 71
規則 72
規則 73
規則 74
規則 75 特許代理人として業務を行う資格を有する弁護士

第 III 章 特許特任裁判官の法廷(規則 76 - 規則 105)

規則 76
規則 77
規則 78 登録官の理由
規則 79 特任裁判官への上訴
規則 80
規則 81
規則 82 異議申立手続
規則 83
規則 84
規則 85
規則 86
規則 87
規則 88
規則 89 取消の申請
規則 90
規則 91
規則 92
規則 93
規則 94
規則 94A
規則 95 将来の手続の通知
規則 96 強制ライセンスの申請

規則 97 申立の通知

規則 98 侵害手続

規則 99 期限

規則 100 特任裁判官及び登録官の下での手続に係る手数料の料率

書誌データ

規則 101

規則 102

規則 103

規則 104

規則 105

附則 1 手数料

附則 2 様式(省略)

附則 3 特許書類に用いられる数字による参照(省略)

附則 4 条約国及び地域受理官庁の国際略号(省略)

附則 5 証明書(省略)

規則 1 定義

(1) 本規則において、「法」とは 1978 年特許法をいい、文脈上他を意味しない限り、本規則において用いられる表現で法により意味を付されたものは、そのように付された意味を有するものとし、かつ

「アクセスコード」とは、CIPRO システムにより人を識別するための、英数字であるか、生体認証であるか、その他のものであるかを問わない、独特の識別のための具体的事項をいい、
「CIPRO」とは、法、1993 年商標法(1993 年法 194)、1993 年意匠法(1993 年法 195)、1977 年映画用フィルム著作権登録法(1977 年法 62)、1984 年非公開会社法(1984 年法 69)及び 1973 年会社法(1973 年法 61)に基づいて設立された又は設立されたとみなされる諸登録庁のための総合行政庁を構成する会社及び知的所有権登録庁をいい、

「CIPRO 顧客」とは、電子的サービスを利用する者をいい、これには、登録官により電子的サービスを利用することを認められており、自然人又は法人の代理として行動する法的権利を有しており、かつ、それにより電子的サービスを利用すること若しくは提供すること又は電子的サービスに関して媒介者として行動することを認められている者が含まれ、

「CIPRO ポータル」とは、CIPRO システムの一部を構成するインターネットウェブサイト又はその他の電子ポータルをいい、

「CIPRO 記録保存システム」とは、紙面によるか、マイクロフィルムによるか、電子的その他の形態によるかを問わず、後のアクセスのための記録を保管するために CIPRO により用いられるシステムをいい、

「CIPRO システム」とは、それを通じて CIPRO が電子的サービス(このサービスの基礎となる又は一部を構成する媒介物又は技術の形態を問わない)を提供する CIPRO ポータルを含むコンピュータ・システムをいい、

「電子的サービス」とは、規則 1A に基づき、CIPRO システムを通じて CIPRO により提供される又は利用可能にされるサービスをいい、

「閲覧する」には CIPRO システムを通じて記録にアクセスすることが含まれ、

「提出する(lodge)」には CIPRO システムにおける記録の作成が含まれ、

「庁」とは、法第 5 条(1)に基づいて設置された特許庁をいい、

「操作上の要件」とは、規則 1A(2)に規定する要件をいい、また

「優先権書類」とは、条約国において願書及び願書と共に提出したすべての関連書類の写しであって、条約国において願書を提出した当局により認証されたものをいう。

(2) 本規則は、共和国を指定する国際出願に関する第 1A 章に記載する修正に従うことを条件として、すべての特許及び特許出願に適用される。

規則 1A 電子的サービス

(1) 登録官は、官報における通知により、法又は本規則に基づく要件(情報、記録及び納付に関する要件を含む)は、操作上の要件の規定に従うことを条件として、電子的形態で満たすことができる旨又は満たさなければならない旨を定めることができる。

(2) 登録官は、CIPRO ポータルに関する操作上の要件を、次のものを含め、すべての又は一部の電子的サービスに関する要件、方法及び手続を記載して公告しなければならない。

(a) 登録手続

(b) 識別、認証及び検証

- (c) 記録の様式及び形式
 - (d) 納付の方法及び様式
 - (e) 情報セキュリティ要件，及び
 - (f) 記録保存要件
- (3) 操作上の要件は，CIPRO ポータルの異なる部分において異なる様式で公告することができる。
- (4) 電子署名の別の様式が操作上の要件において定められていない限り，CIPRO からアクセスされる又は CIPRO に提出される記録に関する法又は本規則に基づく署名要件は，CIPRO 顧客がそのアクセスコードを CIPRO システムに入力すれば満たされ，かつ 提出された記録は，CIPRO 顧客がアクセスコードを入力した後は，当該記録について法又は本規則に基づきその署名が必要とされる者により適正に署名されたものとみなされる。
- (5) 法又は本規則に基づく様式が署名について規定し，かつ，当該様式が(4)において規定されるとおり署名されたものとみなされる場合は，当該様式が署名された旨を当該様式に記録することを必要としない。
- (6) あるアクセスコードの所有者から当該アクセスコードを無効にする旨の事前の書面による通知を CIPRO が受領しない限り，CIPRO は，電子的サービスを利用する者を当該アクセスコードを発行された者又はこの者の許可の範囲内で行動するこの者の正当に授権された代理人として受け入れることができる。
- (7) CIPRO はいつでも，如何なる義務も負うことなく，電子的サービスを一時停止し又は終了することができる。ただし，当該一時停止又は終了についての適正な通知が行われること及び当該一時停止又は終了が当該電子的サービスを利用していた者の既存の権利に影響を及ぼさないことを条件とする。

第 1 章 特許庁における手続(規則 2 - 規則 67)

規則 2 手数料

法に基づいて納付する手数料は，附則 1 に定める手数料であり，登録官が指示する方法により納付する。

規則 3 様式

本規則にいう様式とは，附則 2 に記載される様式であり，当該様式は，紙面による様式であるか，電子的サービスについて登録官により許可された電子的様式であるかを問わず，基本的にこれらが適用される場合について定められた方法で用いるものとするが，登録官の承認を得て，変更又は修正することができる。ただし，当該変更又は修正は，様式の同一性に大幅な影響を及ぼすものであってはならない。

規則 4 登録簿及び索引

登録官は，様式 P2 において求められる事項を登録簿に記入させるものとする。

規則 5

登録官は，すべての特許出願人，発明者及び特許権者の名称のアルファベット順索引を登録

簿上に維持するものとし、また、すべての特許又は特許出願の譲受人、登録実施権者及び抵当権所有者の名称のアルファベット順索引を登録簿上に維持することができる。

規則 6

登録官は、すべての付与された特許の索引をその分類に応じて維持する。

規則 7 就業時間

- (1) 庁は、次の日を除いて、月曜日から金曜日までの 8 時から 15 時まで窓口業務を行う。
 - (a) 何れかの法律に基づいて公休日と宣言されたすべての日、及び
 - (b) 庁の目立つ場所に設けられる掲示により適宜通知される日
- (2) 何らかの事柄を行うために法又は本規則により定められた最後の日が庁の非就業日に当たるときは、このような非就業日(これが連続して複数の日に生じる場合は当該複数の日)の翌日にこの事柄を行うことが法的に認められる。

規則 8 委任状

- (1) 何人かの代理として行動するよう選任された代理人は、様式 P3 により委任状を提出しなければならない。
- (2) (1)にいう代理人の権限が終了したときは、当該人は、自ら行動し又は自己に代わって行動する他の代理人を選任することができる。当該他の代理人は、委任状を提出しなければならない。
- (3) 委任の登録は、受任者が(2)に基づく委任状を提出しない限り、以前に与えられた委任状を無効にしない。
- (4) 法に基づく手続から辞任する代理人は、登録官に通知した上でそのようにすることができる。
- (5) 代理人が辞任したときは、(2)の規定が適用される。
- (6) (1)にいう代理人への権限付与に変更がなされた場合は、本人は、この変更の日から 1 月以内又は登録官が認める更なる期間内に、様式 P4 を提出することにより、法第 87 条に基づいて送達宛先を変更しなければならない。

規則 9 送達宛先

法に基づいて提出されたすべての書類に、当該書類を提出した者又は当該書類をその代理として提出した者の送達宛先を記載しなければならない。

規則 10

送達宛先の変更は、様式 P4 を提出することにより行う。

規則 11 訂正又は変更

特別の様式の使用に関する個別の規定が設けられる場合を除き、書類の誤りの訂正又は書類若しくは登録簿の記入の変更を求める登録官に対する申請又は請求は、様式 P4 により行う。

規則 12 書類

法第 30 条(6)(c)の規定に従うことを条件として、図面、優先権書類又は第 30 条(6)(a)(iii)に基づいて提出される明細書以外のすべての書類は、共和国の公用語の 1 によらなければならない。

規則 13

すべての書類は、場合に応じて写真、複写又は電子的手段による無制限の数の写しを直接に複製することが可能なように提示しなければならない。紙面による様式が用いられる場合は、何れの紙面にも、裂け目、しわ及び折り目があってはならない。別段の定めがある場合を除き、用紙の片面のみを用いるものとする。

規則 14

他の書類の写真複写でないすべての書類には、丈夫で、しなやかで、滑らかで、無光沢でかつ耐久性がある A4 判の紙面又は電子的サービスに係る登録官により許可された電子的様式を用いる。各紙面は、(図面で不適切な場合を除き)縦長に用いる。

規則 15

図面を除いては、最小限の余白(完全に空けておかなければならない)は、次のとおりである。

上：20mm

左：25mm

右：15mm

下：10mm

規則 16

すべてのタイプ印字書類原本において、1 1/2 スペース又はダブルスペースでタイプする。大文字は、高さ 2.1mm 以上でなければならない。図面を除くすべての書類は、タイプ又は印刷されたものでなければならない、かつ、暗色のあせない色の文字によらなければならない。

規則 17

重量及び寸法の単位は、メートル法に基づいて表現する。異なるシステムが用いられる場合は、メートル法に基づいても当該単位を表現しなければならない。温度は、摂氏温度で表現する。異なるシステムが用いられる場合は、摂氏温度によっても当該温度を表現しなければならない。他の物理量については、国際慣行において認められている単位を用いる。数式については一般的に用いられている符号、並びに化学式については一般的に用いられている符号、原子量及び分子式を用いる。一般に、当該分野において一般に受け入れられている技術用語、記号及び符号を用いなければならない。

規則 18

明細書に式又は符号が用いられている場合において、登録官がそのように指示するときは、図面と同じ方法で作成した式又は符号の写しを提出する。

規則 19

図面を含むすべての書類は、合理的な程度に、削除並びに変更、重ね書き及び行間挿入がないものでなければならず、かつ、如何なる場合にも判読可能でなければならない。

規則 20 図面

出願に添える図面には、A4 判の紙面を用い、かつ、最小限の余白は、規則 15 に定めるものと同じとする。ただし、上余白の下には、出願人の名称、出願番号及び紙面の番号のためのスペースを残すために図面の要素がないスペースを設けなければならず、また、下右隅には、出願人又はその代理人の署名のために、余白内に図面の要素が入っていないスペースを設けなければならない。図面に用いるすべての引用符号は、単純かつ明確なものでなければならない。

規則 21

図面は、丈夫で、しなやかで、滑らかで、無光沢でかつ耐久性がある画用紙若しくは丈夫で、しなやかで、滑らかで、無光沢でかつ耐久性があるトレース布又は電子的サービスに係る登録官により許可された電子的様式を用いなければならず、かつ、色彩なしで、良好な複製が可能のように、耐久性があり、十分に濃く暗い黒色で、一様な太さで明確な線及び運筆で作成されていなければならない。

規則 22 特許付与に係る出願

(1) 特許出願は、様式 P1 により行うものとし、かつ、次の書類を添える。

(a) 様式 P1 を 2 通。1 通は、提出の証拠として出願人に返却される。

(b) 様式 P2 を 2 通

(c) 様式 P3 による宣言書及び委任状

(d) 出願人が出願する権利を発明者から取得した場合は、登録官に満足の行くような、出願人の出願する権利に係る譲渡証書その他の証拠

(e) 様式 P6 による仮明細書 1 通又は様式 P7 による完全明細書 2 通

(f) 発明を例示するために図面が必要な場合は、所定の方法による図面、及び

(g) 出願に完全明細書を添える場合は、様式 P8 による要約 2 通

(2) [(2) は、1999 年 2 月 26 日の GN R250 により削除]

規則 23

条約出願が条約国において、出願人により行われたものでない場合は、優先権を主張する出願人の権利について登録官に満足の行くような、譲渡証書その他の証拠も当該条約出願に含めなければならない。

規則 24

特許庁に対して先の出願を基礎として法に基づく優先権を主張する出願には、当該先の出願及び当該先の出願を裏付けるために提出された明細書の写し 2 通を様式 P2 により含めなければならない。

規則 25

条約出願には、規則 22 及び規則 23 に基づいて必要とされる書類に加え、登録官に満足の行くように認証された優先権書類の謄本も含めなければならない。この書類が共和国の公用語以外の言語による場合は、その認証謄本には、公用語の 1 による翻訳文を添えなければならない。優先権書類は、出願から 6 月以内又は登録官が請求に基づいて認める更なる期間内に提出しなければならない。

規則 26

特許付与後、様式 P2 の最新版 1 通を特許証に添える。

規則 27 仮明細書

仮明細書は、様式 P6 から始め、新たな頁に発明の説明を続け、かつ、説明の末尾に出願人又はその代理人が署名するものとする。

規則 28 完全明細書

完全明細書は、様式 P7 から始め、その末尾に代理人が署名するものとする。

規則 28 の 2

(1) 微生物学的方法又はその製品を発明としてクレームする完全明細書は、当該微生物の如何なる試料も法第 32 条(6)により要求されるように公衆に利用可能なものにされていないときは、出願の受理の前に次の条件が整っている場合にのみ、第 32 条(3)(b)及び(c)に基づいて発明を十分に説明し、確認し、かつ、開示するとみなされる。

(a) 微生物培養体が、欧州特許の付与に関する条約施行規則の第 28 規則の適用上欧州特許庁により認められた培養体寄託機関に寄託されていること

(b) 完全明細書に、微生物の特性に関して出願人に利用可能な関連情報が記載されていること

(c) 完全明細書に、培養体が寄託された日付、培養体が寄託された培養体寄託機関及び寄託の提出番号が記載されていること

(2) 出願人は、規則 28 の 2(1)にいう特許に係る出願が受理される前に、登録官に満足の行くように、当該微生物の試料が南アフリカ共和国において当該培養体寄託機関から公衆に利用可能であるとの証拠を提示しなければならない。

規則 28A 微生物学的方法及び製品

(1) 出願に添えられる完全明細書において、微生物学的方法又はその製品を発明としてクレームし、かつ、その発明の実施のために、出願日において公衆に利用可能でない微生物であって明細書中の説明に基づいて作ること又は入手することができないものの使用を要求している場合は、次の規定が適用される。

(a) 微生物培養体は、出願日以前に、特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約に規定される国際寄託当局の地位を取得した寄託機関に寄託しなければならない。

(b) (2)に従うことを条件として、完全明細書には、培養体が寄託された国際寄託当局の名称

又は認められた略称及び当該国際寄託当局が当該寄託に付与した受託番号を記載するものとする。また

(c) 提出した完全明細書には、微生物の特性に関して出願人に利用可能な関連情報が記載されていなければならない。

(2) 提出した完全明細書に(1)(b)に定める情報が含まれていない場合は、法第42条に基づく公告の日又は法第43条(3)に基づく公衆の閲覧のための公開の何れか早い方の前はいつでも、これを法第50条(1)(b)に従って当該完全明細書に追加することができる。

(3) (1)に規定する情報の伝達は、本条規則に従って、(2)にいう日から寄託培養体を公衆に利用可能にすることについての出願人の無留保かつ取消不能の同意となるとみなす。

(4) 寄託培養体の試料は、(2)にいう日から何人(以下「請求人」という)にも提供するものとする。ただし、請求人がこのための相応の請求を当該培養体が寄託された国際寄託当局に対して行うことを条件とする。

(5) 寄託培養体の試料の分譲に係る請求は、附則2に定める様式P23により提出され、かつ、登録官が、当該様式において、当該培養体の寄託に言及する特許又は特許出願が法第42条に基づいて公告されたこと又は場合に依りて法第43条(3)に基づいて公衆の閲覧に供されたこと、及び請求人が寄託培養体の試料の分譲を受ける権利を有することを認証した場合に、有効なものとする。

(6) (a) 登録官は、附則2に定める様式P24による請求を受領しない限り、(5)にいう認証を行ってはならない。

(b) 請求には、当該特許出願が放棄され若しくは失効するまで又は当該特許が満了、取消、自発的放棄若しくは法第46条に基づいた更新可能性のない失効により効力を失うまでは、請求人は寄託培養体又はそれから派生した培養体を第三者に利用可能にしない旨の請求人から特許権者への約束を含めなければならない。

(7) (6)に従って附則2に定める様式P24によりなされた約束は、関係する請求人が法第32条(6)を遵守する目的に必要な派生培養体又は当該培養体自体を国際寄託当局に寄託することを妨げない。

(8) (6)又は(7)の適用上、派生した培養体とは、寄託培養体の特性であって当該培養体に言及する完全明細書において説明される発明の実施に不可欠なものを示す微生物の培養体をいう。

(9) 特許権者が、

(a) 微生物の培養体が寄託された国際寄託当局から、当該寄託機関は、何らかの理由により、培養体の試料を分譲することができない旨を通知され、又は

(b) 請求人から書面で、微生物の培養体を寄託された寄託機関が、何らかの理由により、培養体の試料の分譲に係る請求人の正当な請求を満たすことができない旨を通知された場合において、

培養体の試料を分譲することができる他の国際寄託当局に微生物の培養体が移転又は寄託されていないときは、特許権者は、このように通知された日から6月以内に、

(i) 最初の寄託が行われた国際寄託当局に微生物の培養体を再寄託し、

(ii) 再寄託が行われた国際寄託当局に対し、再寄託された培養体は最初に寄託されたものと同じである旨申し立てる陳述を行い、かつ

(iii) 法第50条(1)(b)に従い、特許の完全明細書において、再寄託に付与された受託番号及

び該当する場合は再寄託が行われた国際寄託当局の名称への変更を行うよう申請しなければならない。

(10) (9)に基づき特許権者が請求人から通知された場合は、特許権者は、(9)(i)から(iii)までを遵守してから2月以内に、再寄託の受託番号及び該当する場合は再寄託が行われた国際寄託当局の名称を請求人に通知する。

(11) (1)及び(2)並びに該当する場合は(9)の規定を遵守したときに、完全明細書は、関係微生物に関する限り、当該発明及びこれを実施する方法を十分に説明し、確認するものとみなされる。

規則 29 名称

発明の名称は、できる限り短くかつ具体的なものでなければならず、かつ、クレームする発明の内容を説明するものでなければならない。「改善された」、「に関連する」等の語を名称に用いてはならない。

規則 30 クレーム

クレームの各カテゴリー(製品、方法、装置、用途等)は、可能な限り、範囲が広い順に並べるものとする。

規則 31 要約

様式 P8 による要約は、完全明細書に含まれる技術開示の要約とするが、クレームの範囲を解釈するために用いてはならない。これは叙述形式で、通常 150 語以下の単一段落に限定される。特許クレームの形式及び語法は避けるものとする。要約中で言及され、かつ、そのために選ばれた図面中で図解される特徴には、当該図面で用いられている引用符号を付することができる。

規則 32 仮明細書中の図面

仮明細書に添えられた図面は、写真複写又は複写による複製が可能なものでなければならない。

規則 33 宣言

様式 P3 は、出願から 6 月以内又は請求に基づいて登録官が認める更なる期間内に提出する。

規則 34 追加特許出願

第 39 条(1)に基づく追加特許に係る出願は、様式 P1 により行い、かつ、完全明細書を添えるものとする。

規則 35

第 39 条(3)に基づく独立特許の取消及び追加特許の付与に係る請求は、様式 P4 により行い、かつ、様式 P1 及び独立特許の特許証を添えるものとする。

規則 36

追加特許出願の完全明細書においては、その中で説明又はクレームされている発明と主発明の完全明細書の中で説明又はクレームされている発明との間の関係を記載する。

規則 37 補正又は新たな出願の申請

- (1) 第 37 条に基づく新たな出願は、様式 P1 により行い、これに完全明細書及び様式 P4 による先の日付にするための請求書を添えるものとする。
- (2) 第 38 条(1)に基づく完全明細書を仮明細書に変更するための申請は、様式 P4 により行う。
- (3) 第 38 条(2)にいう出願の日付を遅らせるための申請は、様式 P4 により行う。

規則 38 書類の遅延提出

規則 22(1)に基づく出願に添えることができなかった書類は、様式 P5 により提出する。

規則 39 登録官に対する請求及び申請

別段の規定がない限り、登録官に対する請求又は申請は、救済を求める基礎となる法の条若しくは規則又はその双方を引用して様式 P4 の 2 通により行い、かつ、求める救済を記載する。様式の 1 部は、申請人又はその代理人に返却する。

規則 40 審査

仮明細書を添えた出願は、提出された書類が判読可能かつ複製可能であることを確認するために審査される。

規則 41

登録官は、完全明細書を添えた出願が所定の方式を遵守していることを確認するためにこれを審査する。

規則 42

出願人は、3 月以内又は法第 40 条の規定に従うことを条件として請求に基づいて登録官が認める更なる期間内に、欠陥を修正し又は規則 18、規則 22(2)、規則 40 若しくは規則 41 に基づく指示を遵守しなければならない。

規則 43

出願人が所定の期間内に又は延長期間内に規則 42 に基づく指示を遵守しなかった場合は、出願は放棄されたものとして取り扱うことができ、出願人は、当該書類の返却を様式 P4 により請求することができる。ただし、この書類が法第 43 条(3)に基づき公衆の閲覧に供される書類に関係しないことを条件とする。

規則 44 受理

登録官は、完全明細書を添えた出願が法の要件を遵守していると判断し、かつ、受理を遅らせる請求がなされていないときは速やかに、当該出願を受理し、それについて書面で通知することができる。この書面には、様式 P8 を添える。

規則 45

出願人は、法第 40 条の規定に従うことを条件として、出願の受理を出願日から 18 月を限度として遅らせるよう登録官に請求することができる。出願人が受理の取下を希望する場合は、様式 P4 により申請するものとする。

規則 46 受理の公告

出願人は、登録官により出願の受理を通知されたときは、当該受理から 3 月以内又は様式 P4 による請求に基づき登録官が認める更なる期間内に、当該受理を公報に公告する。

規則 46A 調査報告の事項

(1) 他の国で出された調査報告の所定の事項を特許権者が申請人に提供すべき旨の第 43 条(4)(a)に基づく申請は、様式 P4 の 3 通により行う。

(2) 登録官は、様式 P4 の 1 通を特許権者の送達宛先に宛てて特許権者に送達し、かつ、もう 1 通を申請の受領証として申請人に返却する。

(3) 第 43 条(4)(a)にいう所定の事項とは、他の国においてなされた同じ内容に関連する特許出願に関する調査報告中で引用されたすべての書類を識別する上で必要な十分な詳細事項をいう。

(4) 第 43 条(4)(c)に基づく申請は、申立の通知をもって開始する。

規則 47 特許証の捺印

特許証は、附則 5 に定める様式又は登録官が指示する変更された様式により、公報における公告の日付で捺印する。

規則 48 更新

(1) 捺印の日若しくは法第 46 条(1)にいう日から 3 年目の満了時の何れか遅い時又は特許の存続期間中の何れかの継続年度の満了時に特許の効力を維持することを希望する場合は、当該年の満了前に附則 1 項目 8 に定める更新手数料を様式 P10 により納付する。

(2) 更新手数料の全部又は一部を前納することができる。

(3) 更新手数料納付の期間延長請求は様式 P10 により行うものとし、同様式には、更新手数料の遅延納付の理由を記載しなければならない。

規則 49 回復

更新手数料の不納により失効した特許の回復に係る法第 47 条に基づく申請は、申立手続の通知に用いられる様式にできる限り近い様式を用いた登録官に対する一方的申請により行う。

規則 50

登録官は、一応の証拠があると判断した場合は、当該申請を公報に 1 度公告する。

規則 51

申請の公告の日から 2 月以内は、何人も、第 III 章に基づき、特許の回復に異議を申し立てることができる。

規則 52 明細書の補正

- (1) 仮明細書の補正を求める申請は、様式 P11 により行う。
- (2) 完全明細書の補正を求める申請は、様式 P12 又は場合に応じ様式 P13 により行うものとし、かつ、該当する場合は、補足開示を様式 P14 により行うものとする。

規則 53

登録官は、様式 P13 による申請が法を遵守していると判断した場合は、当該補正を公報に 1 度公告するよう特許権者に指示することができる。そのように公告された申請に対しては、第 III 章に基づいて、公告の日から 2 月以内に異議を申し立てることができる。

規則 54 登録官の下での異議申立手続

登録官による措置を予告された者であって、当該措置に異議があるもの又は登録官により決定される事項に関して公報に公告される何らかの措置に異議があるものは、当該通知の同人への送付から 2 月以内又は公報での関係公告の日から 2 月以内に、異議を申し立てるものとする。

規則 55

この異議申立は、様式 P15 により提出し、この様式には、必要な場合は、根拠となる書類を添えるものとする。また、他人が当該事項に関与している場合は、様式 P15 及び当該書類の写しを当該他人に送達し、かつ、送達の証拠が登録官に満足の行くように提示されなければならない。

規則 56

手続の当事者になることを希望する者は、通知の日若しくは公報における公告の日から 2 月以内又は登録官が認めることがある延長期間内に、関連書類を添えて、様式 P15 による応答を提出することができる。様式 P15 及び関連書類を当該事項の他の当事者に送達し、かつ、送達の証拠が登録官に満足の行くように提示されなければならない。

規則 57

応答が提出されたとき又は応答を提出する期間が満了し、かつ、応答が提出されなかったときは、登録官は、当該事項について決定を行うための日時を定め、定めた日時を当事者に通知することができる。

規則 58 発明、特許出願及び特許に係る権原及び権利

譲渡の登録に係る申請は、様式 P16 の 2 通に譲渡の権原に係る証拠を添えて行う。

規則 59

この申請は、登録を請求する権原を申請人に与える出来事から 6 月以内に行わなければならない。ただし、登録官は、様式 P4 により請求され、かつ、附則 1 項目 4(r)に定める手数料の納付があった場合は、この期限を延長することができる。

規則 60

特許出願又は特許に関する執行令状又は差押命令は、出願人又は特許権者の送達宛先に送達するものとし、かつ、登録簿における記録のために写しを様式 P16 により登録官に提出する。

規則 61

差押の記入は、様式 P4 により登録官に対して行う請求に基づき、登録簿から抹消することができる。

規則 62

特許ライセンスの記録に係る申請は、このライセンスを記録する権利を生じさせる出来事から 6 月以内又は特許付与の前にライセンス契約が行われていた場合は特許付与から 6 月以内に、様式 P16 により行う。ただし、登録官は、様式 P4 による申請に基づき、かつ、附則 1 項目 4(r)に定める手数料の納付を条件として、この期限を延長することができる。

規則 63

ライセンスの記録は、ライセンスが取り消され又はその他の理由で終了した旨の、登録官に満足に行くような証拠を添えた様式 P4 による登録官への請求に基づき、取り消すことができる。

規則 64

(1) 特許出願に係る抵当権設定は、抵当権證書を添えた様式 P16 による申請に基づき、登録簿に記録する。

(2) 申請書は、出願人又は場合に応じ特許権者及び特許に記載されているその他の者にも送達するものとし、かつ、登録官に満足に行くような送達の証拠が提示されなければならない。

規則 65

抵当権設定の記録は、登録官が要求する抵当権設定終了の証拠を添えた様式 P4 による登録官に対する申請に基づき、登録簿から抹消することができる。

規則 66 特許の裏書又は裏書の取消

法第 53 条及び第 54 条に基づく「実施許諾用意」の語の裏書又は裏書の取消を求める申請は、当該裏書又はその取消の原因が生じた日から 2 月以内に、様式 P4 により行う。

規則 67 特許の自発的放棄

特許の放棄に係る申請は、様式 P21 により行う。

第 1A 章 国際出願に関する特許庁での手続(規則 67A - 規則 67I)

規則 67A 受理官庁としての特許庁に提出された国際出願

第 43C 条(a)の適用上、かつ、特許協力条約に基づく規則の第 16 規則の 2 の規定に従うことを条件として、出願人は、特許庁に対し次のとおり納付を行うものとする。

- (a) 附則 1 に定める送付手数料を国際出願が提出された日から 1 月以内に、及び
- (b) 特許協力条約に基づく規則の第 15 規則及び第 16 規則にそれぞれ定める国際手数料及び調査手数料を定められた期間内に

規則 67B 国内段階移行に係る様式

- (1) 出願人は、様式 P25 の 2 通により第 43E 条(1)(a)に定める国内手数料を納付するものとし、1 通は納付の証拠として、登録官から出願人に返却される。
- (2) 第 43E 条(1)(b)にいう翻訳文は、様式 P25 の提出の日から 6 月以内に提出する。
- (3) 出願人は、第 43E 条(1)(a)の遵守から 1 月以内に、様式 P2 を提出する。
- (4) 出願人は、第 43E 条(1)(a)の遵守から 6 月以内又は請求に基づき登録官が認める更なる期間内に、様式 P3 を提出する。

規則 67C 特許協力条約第 I 章に基づく国内段階への移行

特許協力条約第 2 条(xi)にいう優先日から 19 月が経過する前に国際予備審査の目的で共和国が選択されなかった場合は、

- (a) 第 43E 条(1)にいう特許協力条約第 22 条に基づき適用される期間は、優先日から 31 月とする。
- (b) 第 43E 条(1)(b)にいう翻訳文の内容は、次を含むものとする。
 - (i) 明細書
 - (ii) クレーム(特許協力条約第 19 条に基づいて補正された場合は、そのように補正されたもの)、及び
 - (iii) 該当する場合は、図面上の字句部分

規則 67D 特許協力条約第 II 章に基づく国内段階への移行

特許協力条約第 2 条(xi)にいう優先日から 19 月が経過する前に国際予備審査の目的で共和国が選択された場合は、

- (a) 第 43E 条(1)にいう特許協力条約第 39 条に基づき適用される期間は、優先日から 31 月とする。
- (b) 第 43E 条(1)(b)にいう翻訳文の内容は、次を含むものとする。
 - (i) 明細書(国際予備審査報告に付加された補正により補正された場合は、そのように補正されたもの)
 - (ii) クレーム(その報告に付加された補正により補正された場合は、そのように補正されたもの)
 - (iii) 図面上の字句部分(該当する場合。その報告に付加された補正により補正された場合は、そのように補正されたもの)

規則 67E 補正の翻訳文の欠如

(1) 出願人が規則 67C 又は規則 67D にいう補正の翻訳文を提出しなかった場合は、登録官は、出願人に対して欠如している翻訳文を、状況において相応であり、要求において定める期間内に提供するよう要求する。

(2) [規則 67E(2)は、2003 年 4 月 23 日の GN R567 により削除][規則 67E は、1999 年 2 月 26 日の GN R250 により挿入]

規則 67F 代理人の選任

(1) 規則 9 及び規則 10 は、第 43F 条(3)(a)(ii)に適用されるものとし、かつ、第 43F 条(3)(a)(ii)にいう所定の期間は、出願人が第 43E 条(1)の要件を遵守した日から計算して 6 月又は請求に基づき登録官が認める更なる期間とする。

(2)

規則 67G 条約出願

(1) 出願人が特許協力条約に基づく規則の第 17.1 規則を遵守しなかった場合は、出願人は、登録官に満足の行くように認証された優先権書類の写しを、出願人が第 43E 条(1)を遵守してから 6 月以内又は請求に基づいて登録官が認める更なる期間内に、特許庁に提出しなければならない。

(2) 優先権書類が英語以外の言語による場合は、登録官に満足の行くように証明された公用語の 1 による翻訳文を、出願人が第 43E 条(1)を遵守してから 6 月以内又は請求に基づき登録官が認める更なる期間内に、特許庁に提出しなければならない。

規則 67H 受理、公告及び捺印

第 43F 条(3)(h)を併せ読んで第 40 条の規定に従うことを条件として、第 42 条及び第 44 条並びに規則 44 及び規則 47 が国際出願の国内段階に準用される。

規則 67I 更新

(1) 特許が、第 43B 条に基づいてなされた出願に基づいて、国際出願日から 36 月が経過する 3 月以上前に発行される場合は、規則 48 が適用される。

(2) 特許が、出願に基づいて、国際出願日から 36 月が経過した後又はこの経過日の 3 月未満前に発行される場合は、特許権者は、規則 48(1)に基づいて納付すべき更新手数料を、第 42 条に基づく公告の日から 6 月以内又は第 46 条(2)ただし書きに基づきかつ規則 48(3)を遵守して登録官が認める更なる期間内に、納付しなければならない。その後は、規則 48 が適用される。

第 11 章 特許代理人及び特許弁護士(規則 68 - 規則 75)

規則 68

庁に登録簿を備え、登録簿にはすべての特許代理人及び特許弁護士の完全名称、事務所の宛先及び登録日を記入する。

規則 69

1962 年特許規則の規則 63 に基づいて備える登録簿は、規則 68 に基づいて備える登録簿の一部を構成するとみなす。

規則 70

特許代理人又は特許弁護士として登録されるための申請は、様式 P17 により行い、かつ、申請人がそのように登録される資格を有する旨の登録官に満足の行くような証拠を添えるものとする。

規則 71

登録官は、申請人が登録される資格を有すると判断した場合は、その名称を特許代理人及び特許弁護士登録簿に記入し、かつ、その旨の証明書を発行する。

規則 72

- (1) 法第 23 条(1)(a)に基づく特許代理人又は特許弁護士の名称の登録簿からの抹消に係る請求は、様式 P18 により行い、かつ、抹消請求人は、当該様式の写しが南アフリカ知的所有権法協会及び関係する弁護士会に送達された旨の登録官に満足の行くような証拠を提示するものとする。同協会又は関係する弁護士会への当該写しの送達の日から 2 週間以内にこれらから異論がなかった場合は、登録官は、当該代理人又は弁護士の名称を登録簿から抹消する。
- (2) 南アフリカ知的所有権法協会又は場合に応じて関係する弁護士会が聴聞を受ける意図を通知する場合は、同協会又は関係する弁護士会は、通知書を、聴聞において依拠しようとする書類と共に、関係する者及び登録官に送達する。
- (3) 登録官は、聴聞のための日時を定め、これをすべての関係当事者に通知する。

規則 73

- (1) 法第 23 条(1)(b)(i)及び第 23 条(4)(a)に基づく業務停止又は特許代理人及び特許弁護士登録簿からのある者の名称の抹消に係る登録官による請求は、申立手続をもって開始するものとし、かつ、すべての関連書類の写しを当該人、南アフリカ知的所有権法協会及び関係する弁護士会に送達する。
- (2) 法第 23 条(1)(b)(ii)及び第 23 条(4)(b)に基づく業務停止又は特許代理人及び特許弁護士登録簿からのある者の名称の抹消に係る南アフリカ知的所有権法協会による請求は、申立手続により行われるものとし、かつ、すべての関連書類の写しを登録官及び関係する弁護士会に送達する。
- (3) その後の準拠手続に関しては、1965 年南アフリカ最高裁判所統一裁判所規則が適用される。

規則 74

(1) 法第 23 条に基づいて名称を登録簿から抹消された又は業務を停止された特許代理人又は特許弁護士であつて、法第 24 条(4)に基づいて特許代理人又は特許弁護士の職業に関連する何らかの資格で雇用されることを希望するものは、様式 P4 による申請書を、所定の手数料を添え、かつ、当該事件の状況並びに雇用を求める者の現在の性格及び品行に係る宣誓供述書に基づく証拠を添えて、提出する。この申請書は南アフリカ知的所有権法協会に送達し、かつ、当該送達の証拠を登録官に提出するものとする。申請書の送達から 1 月以内に同協会から異論がなかった場合は、登録官は、同協会の関与なしに当該事項について決定を下すことができる。

(2) 法第 23 条に基づいて名称が登録簿から抹消された又は業務が停止された特許代理人又は特許弁護士を法第 24 条(5)に基づいて雇用することを希望する代理人は、様式 P4 による申請書を、所定の手数料を添え、かつ、当該事件の状況並びに雇用することを希望する者の現在の性格及び品行に係る宣誓供述書に基づく証拠を添えて、提出する。この申請書は南アフリカ知的所有権法協会に送達し、かつ、当該送達の証拠を登録官に提出するものとする。申請書の送達から 1 月以内に同協会から異論がなかった場合は、登録官は、同協会の関与なしに当該事項について決定を下すことができる。

規則 75 特許代理人として業務を行う資格を有する弁護士

法第 22 条(1)に基づいて、特許弁護士として登録されることなしに、1984 年 1 月 1 日後も引き続き代理の権利を維持することを希望する弁護士は、様式 P4 により当該権利の延長を登録官に申請することができる。申請書には、過去 5 年間の法に基づく事項又は手続において当事者を代理した自己の活動及び特許弁護士として登録されるための自己の活動及び準備に係る宣誓供述書に基づく証拠並びに当該権利の延長に係るその他の理由を添えるものとする。南アフリカ知的所有権法協会及び関係する弁護士会への申請書の送達の証拠を登録官に提示するものとする。

第 III 章 特許特任裁判官の法廷(規則 76 - 規則 105)

規則 76

特許特任裁判官の下での手続は、次により開始される。

- (a) 上訴の通知
- (b) 異議申立の通知
- (c) 取消の申請
- (d) 期間延長の申請
- (e) 申立の通知
- (f) 召喚状

規則 77

規則 76 にいう何れかの手続が開始された場合は、登録官は、特許特任裁判官の法廷の書記官としての役割を果たすものとし、かつ、当該手続のために別個のファイルを設けるものとする。

規則 78 登録官の理由

登録官の命令又は決定に異論を有する者は、登録官の命令若しくは決定の日から 1 月以内又は登録官が認める更なる期間内に、様式 P4 により、登録官に対して、その決定の理由及びその決定に至る際に登録官が用いた資料を書面で陳述するよう請求することができる。上訴の目的では、この陳述の日が登録官の命令又は決定の日とみなされる。

規則 79 特任裁判官への上訴

上訴の通知は、特許特任裁判官の法廷の書記官に提出され、規則 78 にいう陳述から 2 月以内に、登録官及び登録官の下での手続の他の当事者に送達されるものとする。

規則 80

上訴の通知は、規則 78 に基づく登録官の理由の写しを添えるものとし、かつ、1965 年南アフリカ最高裁判所統一裁判所規則の規則 49(4) に則ったものでなければならない。

規則 81

上訴に関する手続は、可能な限り、最高裁判所州支部の単独裁判官法廷の決定に対する同支部の全員法廷への上訴に適用される規定に則ったものとする。ただし、上訴に関する記録は、登録官の陳述、(該当する場合は)登録官が用いた資料を含む書類及び上訴人が関係すると考えるその他の書類を含むものとする。被上訴人がそれ以上の書類が関係すると考える場合は、被上訴人は、上訴人に対し、当該書類を記録に含めるよう請求することができ、上訴人は、この請求を遵守しなければならない。

規則 82 異議申立手続

法に基づいて異議申立が認められる事項に係る異議申立の通知は、様式 P19 により行い、かつ、異議申立の基礎となっている理由の詳細についての陳述を添え、適正に提出し、かつ、

送達しなければならない。

規則 83

出願人は、異議申立の通知の提出及び送達から 2 月以内に、抗弁の形で答弁を提出し、かつ、送達しなければならない。この答弁が当該期間内又は登録官が認める更なる期間内に提出されなかった場合は、当該出願は放棄されたとみなされ、異議申立人は、費用に関する命令を特任裁判官に申請することができる。

規則 84

異議申立人は、答弁の提出及び送達から 2 月以内に、宣誓供述書の形での自己の証拠を提出し、かつ、送達しなければならない。

規則 85

出願人は、異議申立人の証拠の提出及び送達から 2 月以内に、宣誓供述書の形での応答証拠を提出し、かつ、送達することができる。

規則 86

異議申立人は、出願人の応答証拠の提出及び送達から 2 月以内に、宣誓供述書の形での徹に回答事項に限定された回答証拠を提出し、かつ、送達することができる。

規則 87

(a) 特任裁判官の許可又は指示による場合を除いては、何れの当事者も、新たな証拠を提出してはならない。

(b) すべての証拠は、特任裁判官による別段の指示がない限り、宣誓供述書によらなければならない。

規則 88

証拠がすべて揃ったときは、異議申立人は、聴聞のための日を請求することができる。同人が証拠がすべて揃ってから 6 週間以内にそうしなかった場合は、出願人がそうすることができる。

規則 89 取消の申請

取消の申請は、様式 P20 により行い、かつ、申請の基礎となっている理由の詳細についての陳述を添え、適正に提出し、かつ、送達しなければならない。

規則 90

(1) 特許権者は、取消申請の提出及び送達から 2 月以内に、抗弁の形での答弁を提出し、かつ、送達しなければならない。抗弁が取消の申請から 2 月以内又は規則 99 に基づく延長期間内に提出かつ送達されなかった場合は、特許は、取り消されたものとみなされる。

(2) 申請人は、答弁の提出及び送達から 2 月以内に、宣誓供述書の形での証拠を提出し、かつ、送達しなければならない。

(3) 特許権者は、申請人の証拠の提出及び送達から 2 月以内に、宣誓供述書の形での応答証拠を提出し、かつ、送達することができる。

規則 91

申請人は、特許権者の応答証拠の提出及び送達から 2 月以内に、宣誓供述書の形での厳に回答事項に限定された回答証拠を提出し、かつ、送達することができる。

規則 92

特任裁判官の許可又は指示による場合を除いては、何れの当事者も、新たな証拠を提出してはならない。

規則 93

すべての証拠は、特任裁判官による別段の指示がない限り、宣誓供述書によらなければならない。

規則 94

証拠がすべて揃ったときは、申請人は、聴聞のための日を請求することができる。同人が証拠がすべて揃ってから 6 週間以内にそうしなかった場合は、相手当事者がそうすることができる。

規則 94A

取消申請の当事者の同意により特許権者が自己の特許を放棄することを申し出た場合又は特許が規則 90(1)に基づいて取り消されたとみなされる場合は、登録官は、費用の授与を取消申請人に認定するべきか否かを決定する際に、申請がなされる前に申請人が適切な通知を特許権者に対して行っていたとしたならば当該手続を回避することができたか否かを考慮するものとする。

規則 95 将来の手続の通知

何人も、様式 P22 の 2 通を登録官に提出することにより、特許又は特許出願に関連する措置又は手続を取ることに自己に通知するよう申請することができる。登録官は、このような措置又は手続が取られてからは、できる限り速やかに、かつ、記入をすることに係る申請の場合は当該記入がされる前に、当該措置若しくは手続又は記入について当該人に通知するものとする。

規則 96 強制ライセンスの申請

法第 55 条又は第 56 条(1)に基づく強制ライセンスの申請は、申立の通知により行うものとし、かつ、特許権者及び登録官から当該特許に利害関係を有すると考えられるその他の者に送達するものとする。

規則 97 申立の通知

申立の通知により開始された手続の場合は、共和国外において居住する又は設立されている

当事者は、異議申立を行う意図の通知を提出かつ送達するために、申立の通知の送達を受けた日から1月が与えられる。

規則 98 侵害手続

(1) 原告が損害賠償又は損害賠償に代わる金額の支払による救済を請求している侵害手続においては、原告は、侵害の結果として自己が被った損害及び/又は自己が受けるべき適正なロイヤルティ及び支払額がどのようなものであるかに関する調査を請求することができる。

(2) (1)に基づく調査を請求する原告は、そのような請求を行う際に、その訴答において、自己が被ったと申し立てる損害の額又は当該損害を計算する方法を明らかにすることを必要としない。

(3) (1)に基づく調査が命令され、かつ、提出すべき新たな訴答、開示、閲覧又は調査に係る他の手続事項に関して当事者が合意に達することができない場合は、何れの当事者も、これらについての指示を特任裁判官に申請することができる。

規則 99 期限

定められた期限は、当事者の同意により延長することができ、また、この同意がない場合は、登録官に対してされた請求に基づいて、登録官が延長することができる。

規則 100 特任裁判官及び登録官の下での手続に係る手数料の料率

特任裁判官及び登録官の下での手続に適用される手数料の料率は、1965年南アフリカ最高裁判所統一裁判所規則に基づいて最高裁判所の州支部に現在適用される料率である。ただし、

(a) 特許代理人又は特許弁護士に認められる手数料は、訴訟代理人なしの出廷に関連する職務について下位訴訟代理人に認められる程度と同程度に認めることができる。

(b) 複雑な技術的書類の精読及び作成に係る手数料を認めるに際し、登録官は、自己の裁量により、それら事項の技術的複雑性に係る比率で、手数料を増額することができる。

書誌データ

規則 101

特許書類に用いられる数字による参照は，附則 3 に記載する。

規則 102

条約国を指定するために用いる国際略号は，附則 4 に記載する。

規則 103

特許を付与したときは，附則 5 に記載する様式により証明書を発行する。

規則 104

1952年11月17日政府通達2650に基づいて公布された規則，1963年のR632，1964年のR1594，1964年のR849，1967年のR2122及び1977年のR1698を廃止する。

規則 105

本規則は，1978年特許規則と称し，1979年1月1日から施行する。

附則 1 手数料

法に基づく出願(申請), 登録その他の事項に関連して, 次の手数料を納付するものとする。これらの手数料は, すべての場合において, 納付の対象である事項を行う前又は行うときに納付しなければならない。

項目番号	摘要	対応様式	手数料 R
1	特許出願。第 30 条(1)に基づき仮明細書を添える。[規則 22(1)(a)及び(e)]	1 及び 6	60
2	特許出願。第 30 条(1)に基づき完全明細書を添える。[規則 22(1)(a)及び(e)]	1, 7 及び 8	266
3	第 31 条(1)ただし書きの(i)に基づく優先権の遅延請求。月当たり又は月の一部(規則 23 から規則 25 まで)	1	50
4	登録官に対する請求		
	(a) 第 12 条に基づく登録簿及び書類の閲覧	4	4
	加えて, 第 13 条に基づいて書類又は登録簿の詳細事項について提供された写し。1 頁当たり	4	1
	(b) 第 22 条に基づく弁護士の特権を延長するための申請 [規則 75]	4	145
	(c) 第 24 条(4)及び(5)に基づき職務を停止された又は名称を登録簿から抹消された特許弁護士による申請 [規則 74]	4	14
	(d) 第 30 条(7)に基づく優先権を主張するための申請 [規則 39]	4	550
	(e) 第 37 条に基づく出願を補正する又は新たな出願を行うための申請 [規則 37]	4	50
	(f) 第 38 条(1)に基づく完全明細書の仮明細書への変更 [規則 37(2)]	4	50
	(g) 第 38 条(2)に基づく出願の日付を遅らせること [規則 37(3)]	4	50
	(h) 第 39 条(3)に基づく独立特許の取消及び独立特許としての追加特許の付与の申請 [規則 35]	4	90
	(i) 第 40 条ただし書きに基づく完全明細書の受理の期間延長の申請 [規則 42 及び規則 45]		
	(i) 18 月以内	4	50
	(ii) その後は月ごと又は月の一部(3 月以下)	4	50
	(iii) 21 月後(月ごと又は月の一部)	4	145
	(j) 第 41 条に基づく失効した出願の返却の請求 [規則 43]	4	50
	(k) 第 42 条(3)に基づく受理の公告の期間を延長するための請求 [規則 46]	4	90
	その後は, 月ごと又は月の一部	4	50
	(l) 第 50 条に基づく誤記の訂正及び書類の補正に係る申請 [規則 11]	4	90
	(m) 第 52 条に基づく登録簿を更正するための申請	4	90
	(n) 第 53 条並びに第 54 条(1)及び(3)に基づく裏書又は裏書の取消 [規則 63 及び規則 66]	4	90
	(o) 第 87 条(2)に基づく送達宛先の変更 [規則 10]	4	20
	(p) 第 60 条(3)に基づく抵当権設定の通知の取消	4	50
	(q) 登録官の理由 [規則 78]	4	245

	(r) 規定されていないその他の請求	4	26
5	第 30 条(6)及び第 32 条に基づく書類の遅延提出 [規則 22 , 規則 31 及び規則 38]	5 及び 8	50
6
7	第 46 条(2)に基づく更新手数料納付の期間延長に係る申請 [規則 48(3)]		
	(a) その後は, 月ごと又は月の一部(5月以下)	10	90
	(b) 第 47 条(1)に基づく失効した特許を回復するための申請について [規則 49] 申立の通知	50	
	(c) 回復後, 第 47 条(5)に基づく未納付の更新手数料の納付	10	286
8	第 46 条(1)に基づく更新手数料 [規則 48(1)]		
	(a) (i) 3 年目の満了前	10	130
	(ii) 4 年目の満了前	10	130
	(iii) 5 年目の満了前	10	130
	(iv) 6 年目の満了前	10	85
	(v) 7 年目の満了前	10	85
	(vi) 8 年目の満了前	10	100
	(vii) 9 年目の満了前	10	100
	(viii) 10 年目の満了前	10	120
	(ix) 11 年目の満了前	10	120
	(x) 12 年目の満了前	10	145
	(xi) 13 年目の満了前	10	145
	(xii) 14 年目の満了前	10	164
	(xiii) 15 年目の満了前	10	164
	(xiv) 16 年目の満了前	10	181
	(xv) 17 年目の満了前	10	181
	(xvi) 18 年目の満了前	10	206
	(xvii) 19 年目の満了前	10	206
	(b) 第 53 条(2)(d)に基づき「実施許諾用意」の裏書がある特許について, (a)と同じ年次で(年ごと又は年の一部)	10	50
9	第 5 条(1)に基づく仮明細書を補正するための申請 [規則 52(1)]	11	70
10	第 51 条(1)に基づく公衆の閲覧に供される前に完全明細書を補正するための申請 [規則 52(2)]	12	70
11	第 51 条(1)に基づく公衆の閲覧に供された後に完全明細書を補正するための申請 [規則 52(2)及び(3)]	13	242
12	第 51 条(8)に基づく特許明細書に補足開示を行うための申請	14	50
13	登録官の下での手続における異議申立 [規則 54, 規則 55 及び規則 56]	15	90
14	第 55 条, 第 56 条及び第 60 条に基づく特許出願又は特許における権利に影響を及ぼす取引(ライセンス, 譲渡, 抵当権設定)を記録するための申請 [規則 58 から規則 60 まで, 規則 62 及び規則 64(1)]	16	70
	(a) 最初の申請について	16	70
	(b) 2 番目以降の申請について	16	26
15	第 20 条に基づく特許代理人又は特許弁護士として登録されるための申請	17	206

16	第 23 条に基づく特許代理人又は特許弁護士の名称の登録簿からの抹消に係る請求 [規則 72]	18	90
17	(a) 規則 82 に基づく異議申立の通知	19	206
	(b) 第 61 条に基づく取消の申請 [規則 89]	20	206
18	第 64 条(1)に基づく特許の自発的放棄に係る申請 [規則 67]	21	50
19	将来の手続の通知 [規則 95]	22	120
20	ファイル, 書類又は登録簿の閲覧	-	4
21	書類の複写による写し。1 頁当たり	-	1
22	第 13 条に基づく登録簿又は書類からの複写による抄本の認証(書類 1 件当たり)	-	25
23	第 32 条(6)に基づく寄託機関からの試料の引渡しを許可する登録官の認証の請求 [規則 28A(6)]	24	100
24	第 43C 条に基づく送付手数料 [規則 67A(a)]		500
25	第 43D 条に基づく国際手数料[規則 67A(b)] [項目 25 は 2003 年 5 月 29 日の GN 721 により置き換えられた。]		
26	第 43D 条に基づく調査手数料[規則 67A(b)] [項目 26 は 2003 年 5 月 29 日の GN 721 , 2003 年 7 月 2 日の GN 963 及び 2004 年 2 月 20 日の GenN 235 により置き換えられた。]		
	基本手数料		ZAR 3,580
	30 枚を超える補足 1 枚ごと		ZAR 80
	指定手数料		ZAR 780
	PCT-EASY 減額		ZAR 1,100
	調査手数料		
	(i) 欧州特許庁(EPO)		EUR 945 = ZAR 8,760
	(ii) オーストラリア特許庁(AU)		AUD 1,000 = ZAR 4,700
(iii) 合衆国特許商標庁 [2004 年 2 月 20 日の GenN 235 により挿入された項目]		USD 1,000 = ZAR 7,300	
27	優先権書類に係る手数料(該当する場合)		200
28	第 43E 条(1)(a)に基づく国内手数料 [規則 67B]	P25	266

附則 2 様式(省略)

附則 3 特許書類に用いられる数字による参照(省略)

附則 4 条約国及び地域受理官庁の国際略号(省略)

附則 5 證明書(省略)